

令和4年度 第2回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和4年6月30日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまより、令和 4 年度第 2 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

議事に入る前に、本日の資料について、事務局から確認をお願いいたします。

【区政情報課長】皆様、本日もよろしくをお願いいたします。

今回の議事につきましては 3 件ございます。事前にお送りいたしました資料 4 から資料 6 のとおりになります。また、「情報セキュリティアドバイザー意見一覧」についても送付させていただいております。各案件の説明時にそれぞれ使用する資料をご確認いただければと存じます。

まず、前回の審議会においてご承認いただいた教育支援課案件につきまして、担当課より報告がございます。

では、担当課長、よろしく申し上げます。

【教育支援課長】机上に配付させていただきました『学校図書館システムに係る外部結合等について』に関する前回の審議会の確認事項（報告）」をご覧ください。

前回審議会でもいただいた 5 つのご意見について、こちらにまとめております。

まず 1 つ目、卒業時等の利用者データの削除の確認については、各学校のみの管理だけでなく、教育委員会でのチェックがあるのがよいのではないかというご意見をいただきました。

教育委員会では、学校図書館支援業務委託契約をして、司書等の資格を持つ学校図書館支援員を各学校に配置しています。その方々から毎月の業務報告を提出していただいております。そのときに利用者データ削除の作業実績の報告もさせ、その削除の確認を行います。

2 つ目です。貸出処理等を行う図書室用のノートパソコンの設置台数についてです。

システムにアクセスできる図書室用のノートパソコンは各図書室 1 台のみに限定して運用をします。

3 つ目でございます。事業者を提供する個人情報の項目は、必要最低限にするべきであるのご意見がございました。

対応でございます。ご意見の中で児童・生徒ごとに附番した番号（利用者番号等）を用いて管理するという方法もあるのではないかというご意見でございましたが、当該システム上で管理することも検討いたしました。番号で管理となった場合、学校の中でこのシステムとは別に児童・生徒と番号をひもづけるようなリストを学校で管理する必要が生じてまいります。

また現在、児童・生徒は本を借りるときに、学年、クラス、名前を図書室のカウンターで支援員に伝えることで借りることができますが、番号での管理をした場合、児童・生徒は自分の番号を申し出る必要があり、番号を忘れてしまった児童・生徒は、その都度学年、クラス、名前を確認して、ひもづけされた別のリストを確認し、借りることになります。

裏面をご覧ください。4つ目です。児童・生徒の図書室用のパソコンを利用する際の立ち会いでございます。

ご意見として、図書館のボランティアの方々も児童・生徒の本の貸し出しの際に立ち会うことがあるのか。その確認をしてほしいということでもございました。

図書館のボランティアには、基本的に書架の整理、本の修理、手入れをお願いしています。図書室には委託契約をした学校図書館支援員がおりますので、児童・生徒が図書室用のノートパソコンを利用する際の立ち会いは、教員と学校図書館支援員が行っています。

5つ目、最後になります。図書室で管理しているものをクラウドにし、事業者が管理する必要性についてのご意見をいただきました。今後の運用の予定などは決まっているのかということについてです。

例えば調べ学習のときに、今は図書館でしか蔵書検索ができませんので、図書館に調べに行くことになります。しかし、このシステムを導入することで自宅、それから教室などで調べることができます。そういう点で利便性は向上すると考えています。

本システムの導入は、より自主的に自己の学習に関わる計画を立てることができる。それから、児童・生徒の学習支援に一定の効果が見込まれるため、導入を決めさせていただきました。

なお、学校間における貸し借りや中央図書館の図書が自分の学校に届くという運用については、今後他区の状況等を研究しながら検討していきます。

説明は以上となります。

【区政情報課長】事務局からの報告は以上でございます。

【会長】それでは、ただいまの報告について、ご質問かご意見がございましたらどうぞ。

【木もと委員】この3番の事業者に提供する個人情報の項目については、前回の本審議会において承認、了承しているもので、これでいいと思うのですけれども、今後さらなる研究、検討というのはしていただきたいなと思います。

現在、この市ヶ谷商業跡地において、牛込第一中学校の建替えを計画している中で、図書館も併設して子どもたちも使えるような学校にしていこうという計画が今ありますので、そういうことも視野に入れると、個人情報に対するこのセキュリティとかあり方というのは、しっか

りしていかなければいけないと思います。意見です。

【会 長】説明者から今の意見について何か答えることはありますか。

【教育支援課長】委員ご指摘の視点に立ちながら考えて進めていきたいと思います。

【会 長】それでは、ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、今日の報告を前提に承認してありますので、今日の報告はお聞きしたということで終わりにしたいと思います。どうもご苦労さまでした。

事務局で何かありますか。

【区政情報課長】報告については以上でございますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【会 長】それでは、議題に入り審議を進めてまいります。ただ、今、事務局から説明がなかったのですが、最近、新聞報道などで問題になっています尼崎市の業務委託に関連して、媒体預かりでUSBが紛失したという事件があったものですから、新宿区の業務委託、委託先における個人情報管理がどうなっているのか等説明を求めるようにしましたので、最後にちょっと時間をいただきたいと思っております。

【区政情報課長】議題の審議後にご説明させていただきます。よろしく願いいたします。

【会 長】それでは、議題に入りますけれども、説明される方は資料の要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加える方法でお願いいたします。

まず、資料4、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システムとの結合について」であります。

それでは、説明者は資料を確認の上、ご説明してください。

【衛生課長】それでは、「犬と猫のマイクロチップ情報登録システムとの結合について」ご説明させていただきます。

資料の確認をさせていただきます。資料4、件名は、犬と猫のマイクロチップ情報登録システムとの結合について。資料4-1と資料4-2がございます。

まず、事業概要についてです。改正「動物愛護及び管理に関する法律」が令和4年6月1日に施行され、犬や猫が迷子になった際などに、所有者に戻すために、「販売される犬猫へのマイクロチップの装着」及び「犬猫所有者等に係る情報の登録」が義務となりました。これに伴い、所有者及び犬猫に係る情報の登録先として、環境省により「犬と猫のマイクロチップ情報登録システム」が構築され、同日より稼働しました。

資料4-1をご覧ください。マイクロチップの装着と情報登録の流れについてご説明させていただきます。

ブリーダーは犬猫にマイクロチップを装着した上で指定登録機関に手数料を支払い、マイクロチップに犬猫の情報及び所有者情報を登録します。その犬猫をペットショップに譲渡すると、次はペットショップが指定登録機関に所有者情報の変更登録を行います。そして、このペットショップから犬猫を購入した場合は、飼い主は指定登録機関に飼い主の情報の変更登録を行います。

区では本システムを活用し、災害時の犬猫の所有者への円滑な返還と狂犬病予防向上の犬の登録を行うため、本システムと外部結合を行います。本システムの外部結合により迷い犬猫については、災害時に迷い犬猫が発生した場合、マイクロチップ番号の下に所有者の情報を照会できるようになり、所有者の元に円滑に戻せるようになります。

資料4-1の下側をご覧ください。また、改正法の施行に合わせ犬猫販売業者や飼い主などの犬の所有者が、本システムに犬の情報登録申請や変更した際に、指定登録機関より犬の所在地の自治体へメールでその旨が通知され、当該通知が狂犬病予防向上の犬の登録申請とみなされる制度を狂犬病予防法の特例制度と申しますが、こちらが導入されました。

区ではこの通知を基に指定登録機関のウェブサイトを通じて環境省のデータベースに登録されていることを確認できますので、これをもって畜犬登録がみなされたとみなします。

本システムの外部結合により狂犬病予防向上の犬の登録については、従前は飼い主が自治体窓口において手続を行い、鑑札の交付を受けていました。区が狂犬病予防法の登録制度を導入し、本システムと外部結合することで、本システムの所有者及び犬の情報登録が、狂犬病予防向上の犬の登録とみなされるため、マイクロチップが装着された犬の飼い主は、窓口での登録手続が不要になります。また、この場合装着されたマイクロチップが鑑札とみなされます。

2ページの事業概要にお戻りください。2「狂犬病予防法上の犬の新規登録件数」については、過去3年間の平均件数が1,094件です。

3ページをご覧ください。統合される情報項目についてです。1「収集の対象者の範囲」が①迷い犬猫の所有者、②狂犬病予防法上の犬の登録申請者及び届け出者です。

2「収集する項目」については記載のとおりです。

個人情報の流れについてご説明いたします。資料4-2をご覧ください。マイクロチップを装着した犬猫を所有しているブリーダー、ペットショップ、飼い主は、指定登録機関のインターネットの専用サイトを通じて環境省のデータベースに犬猫及び所有者の情報を登録します。紙申請の場合は郵送で申請書を送ります。

まず、狂犬病予防向上の犬の登録について、水色で背景が書かれている部分の流れをご説明

いたします。犬の新規登録及び所有者の変更があると、新宿区に犬が所在している場合、犬の登録申請が行われた旨の通知が新宿区に届きます。区はこの通知を基にシステムにアクセスし、申請内容を確認の上、犬の申請者情報等をダウンロードし、区の畜犬登録台帳にこの情報を追加します。

続いて、迷い犬猫の所有者照会についてご説明いたします。薄いピンク色が背景になっている部分をご覧ください。災害等で迷い犬猫を保護した場合、区で迷い犬猫のマイクロチップ番号を読み取り、指定登録機関のウェブサイトを通じて環境省のデータベースから所有者情報をダウンロードします。これにより所有者を特定して連絡をとるなどして、所有者の元に迷い犬猫を円滑に返せるようにいたします。

3ページにお戻りください。外部システムと結合する理由としては、本システムに登録してある所有者及び犬猫の情報について、①災害時に生じた迷い犬猫について、区がマイクロチップ番号を基に所有者情報を照会し、所有者の元に円滑に戻せるようにするため。

②狂犬病予防法上の犬の登録について、窓口での登録手続が不要になるためです。

結合の形態としては、インターネット回線を通じ、指定登録機関が利用するクラウドサービス上のウェブシステムと区のイントラネット端末を接続いたします。

結合の開始時期は、令和4年6月1日から、次年度以降も同様の外部手続を引き続き行います。

4ページをおめぐりください。情報保護対策としては、こちらに記載してある法律を遵守してまいります。

また、システム上の対策としては、環境省のシステム、区のイントラシステムともに通信の暗号化のほか、インターネットと個人情報保管領域の確認やファイア・ウォール等により外部からの侵入や改ざん等を防止します。

システム利用に当たっては、IDやパスワードにより利用者承認を行います。また、本システムに収集された個人情報は日本国内のみに保管され、日本国内の国内法が適用される安全性が確保された環境であることを確認しています。報告は以上です。

【会長】 それでは、本件についてご質問かご意見がございましたらどうぞ。

【伊藤委員】 ちょっとお伺いしたいのが、インターネット回線で新宿区がダウンロードするという流れがあると思うのですが、ここで結構大きいシステムかなとは思ったのですが、L2WANとかIP制限とかの話がなかったので。IPアドレスの制限というか、新宿区の回線からでしかアクセスできないような、そういった制限があるのかということと、あ

と二要素認証の話が書いてあるのですが、これは具体的に何をもって対応されるか、もし決まっていれば教えていただければと思います。

【衛生課長】まず区に関しては、区がこの犬猫マイクロチップの情報登録システムについてアクセスする際は、インターネット回線を通じた暗号化通信を使ってダウンロードをいたします。

それから、2段階認証は、IDとパスワード及びメールアドレスで行います。

【伊藤委員】ありがとうございます。インターネット回線の暗号化という話が出てはいたのですけれども、これが新宿区の端末または新宿区の回線からでないとはダウンロードできませんという話では多分ないと思ったのですけれども、新宿区の回線からしかアクセスできないような設定ができるのではないかなと思ったのですけれども。暗号化というのは単に通信情報が見えないようにする話だと思いましたが、そのあたりのご説明をもう一度いただけますか。

【衛生課長】ログインしたときに、一旦メールが区に飛んできて、そのメールに書いてあるアドレスがあり、改めてログインし直すことで、2段階認証になっておりますので、区を装って外部からログインすることはできないと理解しています。

【伊藤委員】分かりました。ありがとうございます。できればこの回線の時点で何か統制がかけられたほうが良いとは思ってしまっていて、例えばメールに関しても、リモートワークとかで仮にメールを使おうとしたら、何かそこから漏れる可能性もある気がしたのですけれども、この庁内でしか触れないメールで操作するのか、それともここの庁舎を出ても触れるメールでやるのか。そこでも大分変わってくると思うのですけれども、そのあたりはどうなっているのかなと思います。

もう1回整理すると、インターネット回線の時点で新宿区からの回線でないともそもそもアクセスできないようにすることがまず必要だと思っていまして、それを確認されていないのであればしていただきたいというところと、メールアドレスの管理がどうなっているかという2点です。お願いします。

【衛生課長】区で保有しているアドレスでしかアクセスできないようにしております。

【伊藤委員】このメールアドレスというのは、この庁舎にいないと操作できないものなのか、それともリモートとか外に行っても、メールは操作できるわけですから、そのあたりは完全にこの庁内でしか操作できないメールアドレスなのでしょうか。

【衛生課長】現時点では、健康部でリモート作業をしている状況がございませんので、リモートによってメールアドレスを使ってやることは全く想定していない状況でございます。

【伊藤委員】分かりました。この回線の時点でL G W A N回線を使うとか、この審議会ではよ

く出てくるのですけれども、新宿区でないとアクセスできないような回線、あるいはこのIPアドレス、インターネット回線であっても新宿区の回線以外はもうアクセスできないようにしていると思いますが、そこをまず、もし確認されていないのであれば確認いただきたいです。

また、メールに関しても、例えばインターネット回線で家の回線を使ってもメールが開けられてしまえば、そこからアクセスできるとか、あまりないと思うのですけれども、誰かがそのメールアドレスを使って、外にいる人にそのメールを流したりしてしまうと何かアクセスできるとか、そういう話になってくると結構簡単に個人情報を外に出せる可能性があると思ったので、そのあたりは注意していただきたいと思ひまして、そこを改めてご答弁いただきたいのですが、いかがでしょうか。

【衛生課長】現時点ではそもそも庁外において業務をすることを想定しておりませんので、委員ご指摘のようなことは起こらないと考えております。

【伊藤委員】分かりました。ここはもう強調して言うしかないと思うのですが、起こらない、想定していないということはあるかもしれないのですけれども、インターネット回線でメールだけでアクセスできてしまうというのは、メール自体が例えばメールの文面が外に行ってしまうとか、何か間違っでどこか違うところへ送ってしまうとか、そもそも根本的なシステムに問題があつて、結構簡単に外の端末でもアクセスできてしまうとの図からは見えました。想定できないというのはそもそもあると思うのですけれども、環境、これを見る限りでは外からでも、新宿区の情報にアクセスできると私は読めたので、ここに関しては想定できないという話ではなくて、できるだけ想定していただいて、そういうことがないように統制いただきたいということを改めて要望します。以上にします。よろしくお願ひします。

【会 長】では、今の点は担当課のほうでご検討いただけるということで。

【衛生課長】はい。ちょっと繰り返してなつてしまいますけれども、操作できる職員も限定しておりますし、家に持ち帰つて業務をするということ、また区のアドレスを使うということは全く想定しておりませんが、委員ご指摘のようにそのようなことがないように改めて厳重に取り扱つていきたいと考えております。

【会 長】それでは、ほかにご質問かご意見はございませんでしょうか。

本件はセキュリティアドバイザーからのご意見があるようなので、そのご意見を事務局のほうで。

【区政情報課長】この件につきまして、セキュリティアドバイザーから助言を受けてございます。意見内容といたしまして、運用上の対策、システム上の対策は十分にとられているものの、

さらに以下の内容について助言すると。当該クラウドサービスについては、日本国内の法が及ぶ範囲でセキュリティの安全性を確保できることを確認した上で使用することが望ましいという意見をいただいております。

これを受けての対応といたしまして、本システムを提供するサーバは、日本国内の法が適用される安全性が確保された環境にするといったところで対応させていただいているところでございます。説明は以上でございます。

【会 長】 それでは、引き続き本件についてご質問かご意見ありますか。

【川野委員】 今回災害時等に生じた迷い犬猫ということなのですが、災害時以外にも迷い犬猫というのは、あるかなと思うのですが、この制度を使う端緒といいますか、どういったケースであればこのシステムで所有者情報を照会していくことになるのか、災害時等に生じた迷い犬猫だとイメージがしづらいのが1点と、あと2点目としては例えば迷い犬猫は、保健所とかに保護されていたりということがあると思うのですが、こちらの衛生課でこういったシステムを使って所有者情報を処理した後に、最終的に実際の所有者に犬猫が返還されるまでずっと衛生課でだけ個人情報を持っておいて、衛生課で実際に所有者に引き継ぐまで全て個人情報は、例えば保健所なり、その犬猫がいる人であったり、そういった個人情報というのは衛生課だけでとどまるものなのか、イメージがしづらかったのでお伺いしたいと思います。

【衛生課長】 まず今回ご説明させていただいたのは、区が外部結合するためにどういうことで使うかということでご説明させていただいております。まず区のこと以外で、ご質問にお答えさせていただきますと、例えばこのマイクロチップに書かれている情報というのは、この指定登録機関のところに、データベースがありますけれども、マイクロチップ情報は区以外のところだと、例えば動物病院などでも読み取れますので、例えば迷い犬猫を確保した方が近くの動物病院などに行って、そこでマイクロチップ情報を読み取ってもらった場合に、その動物病院から指定登録機関に連絡をして、その指定登録機関から飼い主に連絡が行くことが通常のパターンと考えております。

今、委員がご指摘いただいたような迷い犬猫を区が保護するということは、基本的に想定していないところでございまして、例えば、東京都の動物愛護センターなどには捕獲された犬猫が行く場合がありますので、そちらからの流れというのはあり得るかと思えます。

そのため、それ以外に照会等で個人情報に当たるということはあまり想定しておりませんが、例えば犬猫がいなくなってしまった飼い主の方から保健所にお問合せがございまして、そう

いう場合はマイクロチップの番号を、登録番号を飼い主はご存じですので、そのことをこちらが確認しておいて、迷い犬猫を見つけた方からご連絡があったときに、そこに照会することはあり得ると思います。

【会 長】川野委員、よろしいですか、追加の質問は。

【川野委員】承知しました。説明ありがとうございました。

【会 長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたら、本件は外部結合における法令に基づくものだったので、報告事項になっておりますので、了承ということによろしいですか。

では、本件は了承という形で終了させていただきます。

次は、資料5、「地域活動団体等へのコンサルティング業務の委託について」であります。

説明される方は、資料を確認の上、ご説明をお願いいたします。

【子ども家庭課長】私からは資料5及び資料5-1の2点を用いまして、ご説明いたします。

まず、資料5をご覧いただきたいと思います。2ページ目に「事業の概要」がございます。本件に関しましては、地域で子どもの育ちを支援する活動団体というのが区内にはございますけれども、その団体等からの相談を受け、助言を行うコンサルティング業務を今回委託したいと思っております。

対象となるのは、コンサルティングによる活動支援を受ける利用者です。

事業内容といたしましては、新宿区子ども未来基金を活用して既にこうした地域の団体の方々へ資金の助成を事業としては行っております。

今回これに加えて、これから立ち上げたいという方々への相談に応じるようなコンサルティング、あるいは既に事業をなさっている方々がより安定的な活動、長期的な活動をしていく上で、相談に応じるなど、コンサルティングを実施してまいります。

対象としては、子ども未来基金の助成団体を受けているところや、あるいは新規で活動する区民の方々を想定しております。団体数を書いておりますが、こちらは予算規模として参考値で記載しておりますので、必ずしもこの数になるということではございません。

コンサルティング支援の中では、資金の問題、人材確保の問題、PRの問題、あるいは会計処理の問題などをテーマにコンサルティング支援を行いたいと思っております。

委託事業の開始は令和4年7月を予定しており、支援募集の開始は7月下旬を予定しております。

次のページに進みまして、委託先として考えてございますのは、一般社団法人ソーシャルビ

ジネス・コンサルタントグループでございます。

委託に伴いまして、住所、氏名、電話番号、団体名、ヒアリング内容を情報項目として収集します。

委託理由でございますけれども、2行目からでございますが、資金、人材、周知、会計、こういったことに関しまして、総合的な知識を有し、的確に助言が行うことができる。それとある程度の規模感が要りようかと思っておりますので、そういった体制が必要であるというところで考えまして、複数の中小企業診断士で構成されている先ほどご紹介した一般社団法人に委託をしようと考えているところでございます。

初年度に関しましては7月から年度末までの委託の期間になりますけど、次年度以降も年度当初から同様の業務委託を行っていく予定でございます。

次のページに委託に当たっての情報保護対策とございますが、この対策に関しましては、資料5-1を用いて説明を差し上げたいと思います。

この資料5-1をご覧くださいまして、左側のコンサルティング利用の方々、団体であったり個人の方、これから立ち上げようとする個人の方もいらっしゃると思っております。私どもに申請いただきますと、こちらで利用者の基本的な利用者情報をパソコンに入力します。そして、利用者情報が記載された紙を委託者に対してお送りするとともに、先方でまたそれをパソコンに入力いたします。

いずれのパソコンにおきましても、区のパソコンにおいてはイントラパソコンを用いますし、委託先のパソコンにおきましても、その黄色い吹き出しで書いてあるようなID、パスワード認証でありますとか、ファイアウォール等の設置、こういった対策というのは行っています。

実際のコンサルティングの場面におきましては、コンサルティングの受託者とコンサルティングをお申し込みの方の双方でご連絡をとっていただきながら、PRならPRの方についてどうしたらいいだろうかというお話をしながら、それについてアドバイスを与える。そういった形で進んでいくと思っております。私からの説明は以上でございます。

【会長】 それでは、本件につきましてご質問とご意見がございましたらどうぞ。

【木もと委員】 ちょっと1点だけ確認をさせていただきたいのですけれども、この利用者情報というのは氏名、住所、電話番号、団体名となっておりますが、この子ども未来基金の助成を受けているような団体というのは、例えば子ども食堂であるとか、そういうところが行っているわけですが、これは例えば子ども食堂であったらば、その子ども食堂を利用している人たち

の情報ではなくて、それを運営している方々の氏名、住所、電話番号という理解でよろしいでしょうか。

【子ども家庭課長】委員がおっしゃるとおりでございますが、さらに実際にはコンサルティングを受けに行く方。典型的には団体の代表の方とか会計責任者の方とか、そういった方々の情報を事業者には渡すというつくりでございます。

【木もと委員】分かりました。大丈夫です。ありがとうございます。

【会長】ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

【津吹委員】我々もNPOとかいろいろ活動はしておりますけれども、あえてその新宿区がここに絡まなければいけないという、本来であれば通常の団体が直接コンサルティングのそういったノウハウを持っている団体に協力を依頼するとか、業務提携をするとか、いろいろな形でもう既にやっているかと思うのですけれども、あえて情報を、リスクを抱えてまで新宿区が間に入らなければいけない理由というのが、何かちょっとはっきりと分からないものですから教えていただければと思います。

【子ども家庭課長】今回、今まで助成の形で既にこの未来基金を活用した活動団体への支援はしてきたわけなのですけれども、資金をお渡しすること以外にそもそも例えば子ども食堂であれば、これを続けていく中でどうしても初期メンバーが高齢化するだとか、あるいは数が減っていくとか、あるいは活動規模を広げていきたいというような課題に直面する場面があり、そういったご相談を受けることがございます。

そういうNPOなどへの中間支援を比較的得意にしている中小企業診断士の方に相談をする機会を設けることで、そういった場を要は区が資金をお支払いする形で、間を取り持つことで区内の子育てを目的とした地域の活動団体の営みが広がっていくことを目指し、今回こういった事業を行うところでございます。

【津吹委員】ありがとうございます。今、新宿区でもNPOネットワークですとか、子ども食堂であれば社会福祉協議会ですとか、いろいろな団体に関与して情報を提供して活動していると思うのですけれども、あえてそこに新宿区が入らなければ本当にいけないのか。それでリスクを持たなければいけないのかというのは、ちょっとはてなかなという気がします。

また、今、出張所が小さな区役所という名目で、出張所単位で助成金も、そういった活動支援もしていこうという流れの中で、あえて新宿区子ども家庭課がやられるという趣旨が、正直言って必要ないのかな。コミュニティ全て各出張所でも、そういった社協の各部会がありますので、そういうところでもいいのかなという気はするのですけれども、あえてそこまでやらな

ければいけないという、どうしても皆さんが困っているということなのか、そこが伝わってくればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【子ども家庭課長】今、委員から社協でございますとか、あるいは出張所単位で行っている地域活動コミュニティ助成のようなご紹介も頂戴いたしました。社協でありますと、現行子ども食堂の領域とかで言いますと、立ち上げの資金助成という形でお金を出している形かと思えます。出張所単位で行っているものについても、あるイベントの企画に対してその運営経費を助成するという形態かと思えます。

今回私どもがこの営みの中で目指しているのは、そういった運営そのものの資金提供を目指しているものではなくて、その団体そのもの、あるいはその団体がなさっている活動そのものをより長期的に、安定的にやるにはどうしたらいいのかというノウハウの部分支援するという切り口の支援です。私どもが理解している範囲では、少なくともこういった支援は、区役所がやっていないと思ってございます。平成28年にこの基金助成を始めてからお付き合いしている団体というのは比較的規模が小さくて、しかも地域で小規模にやっているところが多くございますので、そういった方々に対してある種プロの目を入れていくような機会を想定することには意義があると考えて事業を想定するところでございます。

【津吹委員】おっしゃることはよく分かっています。あったほうがいいのかないかという気はするのですけれども、意見としてあえてまた区がそういった個人情報リスクをしょってまでやるのかなというところは、改めて意見として述べさせていただきます。よろしく願いいたします。

【会 長】それでは、次に宮崎委員。

【宮崎委員】私も国家資格のコンサルティングの業務をしておりますが、これはなかなか専門。いわゆる団体を助ける、コンサルティングの業務で助けるという関係性になりますよね。なかなか外に見えにくいことですし、どれぐらいのこれ予算規模かちょっと書いていないので分からないのですが、もし区が関わるならば、区に弁護士とか行政書士とかいろいろな無料の相談機能がありますよね。そこに常時誰かがいて、そこに相談に来る。そこから各出張所に回すというのか、連携をとって具体的な活動の支援をするということは可能なので、これにどれぐらいの予算規模で、意外に機能していなくても何時間も相談に乗ってあげまして、やっぱりものすごくカウンセリング的な、キャリアコンサルティング業務というのは見えない。50分やって幾ら、幾らみたいな形で積算していくともものすごくなるし、そういう実績をどこかで明らかにするとか、あるいはずっと永久にこれを続けるのではなくて3年、5年で評価するというよ

うなことをやっていただきたいと思うのです。

クライアントに対して、このコンサルという方がかかわっていくところで、ちょっと私は疑問なのですがいかがですか、ご担当の方。

【会 長】ここは事業そのものいいか、悪いか、どうやるかという審議会ではないので、回答される方も簡単で結構だということと、今のご質問に対しても簡単にいただければと思います。ある程度皆さんが分かっていたり、どういうことをやろうとしているのか分かるようなご説明いただきたいと思います。お願いします。

【子ども家庭課長】非営利団体を対象としたコンサルティングというのは、なかなか日本の中でそんなに大きく広がっていないというのは、委員のご指摘のとおりかと思います。

ですが、一方で先ほどの委員の例のご回答の中でもご紹介しましたように、比較的規模の小さい団体で、そういう団体そのものの大きく言えばマネジメントみたいなことについて悩みを持っていて、そこに対してアドバイスをすることで活動が安定化するということには意義があると考えてございます。

【会 長】では、事業の問題はその程度にして、何か個人情報の保護について何かご意見があれば。

【おぐら委員】今を受けてちょっといいですか。私の認識が違っていたらごめんなさい。今、津吹委員がおっしゃっているのは、今回の支援をするというのは、子ども未来基金を利用する団体に限るということではないのですか。

新宿区が集めた基金の子ども未来基金を使う団体に限っては、新宿区がしっかりと支援をしていこうという目的なのかなと私は思っていたのですけれども、今聞いているといろいろな方にも支援をするように聞こえたので、ちょっと質問をさせていただきました。

【会 長】その点だけでもはっきりさせてください。

【子ども家庭課長】資料、事業の概要、2ページでございます。(1)に記載がございますように、今、委員がご紹介いただきましたように未来基金の助成団体へこういったコンサルティングを入れるというのがまず基軸でございます。それに加えて新規で活動を開始することを考えているような個人の方も含めた、団体でも構わないのですが、そういった方々にご申請があれば、対象にしていく予定でございます。

【おぐら委員】それは、新宿区のこの基金に関係する団体だけにとということでよろしいのですよね。それでなければ、ほかの団体もこういった支援をしていくのかというのが、多分ご質問だったと思うのですけれども。

【子ども家庭課長】新規で活動している団体のことについてだけ絞ってご回答申し上げますと、当然未来基金への助成の申請を意図しているというところは、1つの指標になると思っております。

【会 長】では、大体おぐら委員の想定されたような団体を対象にして考えた事業だということによろしいのですね。我々は全然知らないわけです、素人は。基金というのは、助成団体というのはどうなっているのか。基金なんてもともとあるのか、ないのか知らない人が半分以上あって、その人たちにも分かるように説明してくれないと審議は進まないわけです。事業の話をしたくてここにみんな集まっているのではなくて、個人情報のごとで集まっているので、事業の話はごく簡単に一般の区民が分かるように説明していただかないと進まないではないですか。

【子ども家庭課長】失礼いたしました。未来基金を活用して団体の資金や活動助成をしているというところが、今回のこのコンサルティングを支援する団体の基本的な相手方でございます。

【会 長】では、現在実際に助成金を支給している団体と、今後基金を助成する可能性のある団体だけが対象なのですか。ご説明ください。

【子ども家庭課長】今、会長がおっしゃられた2つのタイプのほかに過去に助成を受けていて、今現在は助成を受けていない団体も対象になると考えてございます。

【会 長】団体の対象を限定するように説明してください。

【子ども家庭課長】未来基金に対する活動支援の助成を軸に考えると、現年度既に助成の決定を受けている団体、ここがまず中心です。それから、委員長、先ほどご紹介いただいたようにこれから申請をしようと思っている可能性のある団体。これもターゲットになってまいります。加えて私が話したのは、過去に助成を受けていたのだけれども、今年度は例えばコロナの影響とかで活動をしないがために助成を受けていなかった団体。こういった団体もこのコンサルティングによる支援の対象の団体でございます。

【会 長】私は何遍も言っているのですが、それに限定するのですかと聞いているだけで、なぜ限定するのですか。こういう活動をする団体の相談に乗ってあげるだけなら、どういう方でもいいのではないのかというのが、多分どうも分からないなと思っている人たちではないかと思うのです。

だから、この基金が決まっていて、何十も申請されても困ってそれはできないので、この程度の15団体ぐらいならやるつもりでやっているのか。なぜその限定しているのですかと。こういう団体は果てしなくあるわけでしょう。支援していただけるなら、何でも支援してもらい

たいと思う人はいっぱいいるわけです。

だから、基金の助成団体だけを対象にしているのであれば、それならそれで分かるのだけれども、そういうのでもなさそうだから。何で限定しているのか。それならこういう知恵を借りたいと思う人の相談にみんな全部乗ってあげたらいいのではないのと、こういうことなのです。

【子ども家庭課長】 ちょっと説明が不十分で申し訳ございません。新規で活動をするという団体というのが、そういう意味では広く応募いただきたいということで設けているカテゴリでございます。

【会 長】 そうですか、わかりました。

【宮崎委員】 私もこの未来基金が始まったときに第1号で寄附したほうなのです。それが有効に少額、多額関係なく運用されているということはすごくうれしい。ただし、それにちょっと資金を受けている側の団体も周りの友達、いっぱいおりますので、いろいろな実情が見えてくるので、さっき会長がおっしゃったみたいにその未来基金の恩恵を被った過去の人、今の人、これから恩恵を、関係づけてお願いしたい人というのが限定された対象であるならば、なぜ新宿の職員でそれが対応できないのかという素朴な質問があるのです。

さっき言いましたように、もしそういうことであれば、その専門家をぜひ無料相談というコーナーを区は持っているわけですから、そこでも対応できないのですかね。私もコンサルタントなので、何かちょっとお金の無駄遣いかなという気がしていますが、以上です。

【会 長】 説明できればどうぞ説明してください。どうですか。

【子ども家庭課長】 従来そういった団体の方々が、区が別に用意している無料相談を使っているのかどうかというのは、正直正確には把握しておりませんが、そういった方々もいらっしゃると思います。

また、地域のつながりを使っていろいろな知恵を集めている団体というのもあろうかと思えます。その中でこういった支援の枠組みをご提示することも、また区の中での子育てを支援する団体の充実につながるものと考えているところでございます。

【会 長】 何かほかにご質問かご意見がある方はございますか。

個人情報、利用者の個人情報を収集することまでは、これは当然このコンサルティング業務をするには情報を収集することは分かるのですけれども、その収集というのがこれは1年単位か。どういうふうに区切られて、その情報は最終的にどう処理されるのか。1年ごとなら1年ごとで情報が削除されるのか。それはこの委託先から区に戻ってくるのかとか、そういう個人情報の流れはどうなのですか。

【子ども家庭課長】資料の4ページをご覧ください。2つ目の四角のところに「運用上の対策」と記載させていただいてございまして、その3番のところでございます。業務委託終了後にデータを破棄・消去し、個人情報消去証明書を提出させるということでございまして、業務委託は年度単位で区切りますので、年度ごとに消去をしていくということでございます。

【会 長】これは年度ごとということは、翌年に継続のところがあっても、その都度団体の指定が変わるということですか。

【子ども家庭課長】はい、会長のご指摘のとおりでございます。

【会 長】ほかに何かご質問とご意見がございますでしょうか。

ないようでしたら、これは報告事項でございますので、了承ということでよろしゅうございますか。

では、本件は了承ということで。

それでは、資料6、「令和3年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況について」、それでは事務局だと思えますけれども、資料を確認の上にご説明をお願いします。

【区政情報課長】 資料につきましては、こちらの黄色いファイルで、令和3年度新宿区情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況でございます。こちらの資料に沿って説明させていただければと考えております。

なお、こちらの資料6の内容でございますが、表紙をおめくりいただきまして、最初に表紙をつけさせていただいております。それぞれ1ページ目から公文書公開請求の状況、最後に17の防犯カメラに関する内容ということで、1ページ目から全部で184ページまで運用状況についてはございますが、184ページの後に概要というところをつくらせていただきまして、この内容につきまして少しまとめた内容をつくってございますので、説明につきましてはこの概要の内容に沿ってご説明させていただければと考えておりますのでよろしくお願いたします。

それでは、184ページの後の概要をお開きいただければと思います。

【区政情報課長】 1番、公文書公開請求の状況でございます。こちらにつきましては、まず(1)の「公文書公開請求の状況」ですが、令和3年度における公開請求件数は395件で、令和2年度と比べまして115件増加したところでございます。新型コロナワクチン接種に関する公文書の請求が多数あったことや、事業者からの食品衛生施設一覧等の請求が増加したことが主な要因でございます。

決定内容の内訳といたしましては、全部公開が207件、部分公開が119件、非公開が4

3件で公開率は88.3%でございます。

なお、不存在を除いた公開率は100%となっております。

次ページをご覧ください。 (2) の「実施機関別の処理状況」でございます。令和3年度の実施機関別の処理件数といたしましては、区長部局が全体の処理件数の97.9%を占めておまして、続きまして教育委員会事務局が1.5%となっております。

区長部局の処理件数の内訳でございますが、健康部が38.5%、みどり土木部が14.7%、都市計画部が10.5%であり、この3つの部で全体の60%を占めている状況でございます。

続きまして、(3) 分野別の請求状況でございます。令和3年度でございますが、一番多かったのが衛生課の105件、続きまして保健予防課の41件、区政情報課につきましては、複数回にまたがる請求につきましては区政情報課が担当してございます。区政情報課が33件、障害者福祉課が28件、道路課も28件という形になっております。例年と比べまして衛生課は同様の傾向でございますが、保健予防課等が多かったといった状況でございます。

次の4ページをお開きいただければと思います。「自己情報開示請求の状況」でございます。自己情報開示の請求でございますが、令和3年度における請求件数は133件で、令和2年度と比べて4件の増加でございました。こちらは昨年度と同様住民票の写しの請求書、印鑑登録証明書、交付請求書などの請求があったところでございます。

決定内容の内訳は全部開示が79件、一部開示が14件、非開示が38件でございます。開示率は71.0%でございます。不存在を除いた開示率は100%でございます。

続きまして、5ページの(2) 実施機関別の処理状況でございます。こちら区長部局が全体の99%を占めてございまして、残りが教育委員会事務局という形でございます。部別で言いますと、地域振興部が42.4%。こちらは住民票の写しなどを所管しているところでございます。続きまして福祉部は29.5%、こちらの2つの部で70%を占めているところでございます。

次の6ページをお開きください。(3) 分野別の請求状況でございます。こちらは課別の状況でございますが、令和3年度につきましては戸籍住民課が49件、介護保険課が20件、障害者福祉課が11件、住民課が8件、特別出張所が7件といった形でございます。例年どおり戸籍住民課、介護保険課が多かったといった状況でございます。

なお、自己情報訂正請求及び自己情報利用停止請求はございませんでした。

続きまして、7ページ目の「個人情報業務登録の状況」でございます。こちらにつきまして

は、個人情報に係る新たな業務を開始した場合は登録を行いまして、各実施機関で保有する個人情報情報を明確にしているところでございます。令和3年度の登録件数については、2,456件という形になりまして、令和2年度に比べて45件増えている状況でございます。

次の8ページをご覧ください。個人情報開示登録の状況でございます。こちらはファイルを登録することにより、各実施機関で保有する個人情報のうち電子計算機により処理されている内容を明確にしているものでございます。令和3年度の登録件数については514件でございまして、令和2年度に比べて4件増えているといった状況でございます。

続きまして、9ページ、「個人情報を取り扱う業務委託」をご覧ください。個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、セキュリティ管理を委託先選定基準の1つにするなど、個人情報保護について必要な措置を講じているところでございます。令和3年度の委託件数は511件でございまして、令和2年度に比べて29件増加しているところでございます。

続きまして、10ページをご覧ください。「目的外利用及び外部提供の状況」でございます。まず、目的外利用の状況でございますが、(1)でございますが、令和3年度の件数については31件で、前年度と比べて4件減っております。こちらは特別定額給付金給付事務の実施に伴う対象者の抽出等で目的外利用の終了が主な要因でございます。

続きまして、(2)外部提供の状況でございます。令和3年度の外部提供は102件でございまして、前年度と比べて11件増えております。こちらは警察署への外部提供の増加が主な要因でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。7番「外部電子計算機との結合状況」でございます。令和3年度の外部電子計算機との結合につきましては127件でございまして、前年度と比べて39件増加してございます。こちらにつきましては、電子申請の手の増加や、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の実施に伴う管理システムとの結合などが主な要因でございます。

続きまして、8番「個人情報を取り扱う指定管理者による公の施設の管理状況」でございます。施設の管理件数につきましては、前年と同様96件でございます。

概要につきましては以上でございますが、そのほかこちらの本文のほうの157ページをご覧ください。

こちらにつきましては「個人情報を取り扱う派遣労働者の受入状況」を記載しているところでございます。令和3年度につきましては121件といったところでございます。

続きまして、173ページをご覧くださいと思います。「審査請求の処理状況」を記載してございます。令和3年度につきましては、2件審査請求を処理しているといったところでございます。

なお、2件とも令和3年度中には答申が出ていないといったところで、答申等についてバーとなっているところがございます。

続きまして、174ページをご覧くださいと思います。「民間事業者における個人情報の取扱いに関する苦情処理の状況」でございます。こちらにつきましては、消費生活センターのほうで受け付けているところございまして、令和3年度については8件といった状況でございます。

最後に、177ページをご覧くださいと思います。「防犯カメラ設置の状況」でございます。令和3年度につきましては、13台増えたところで1,237件といった状況でございます。

運用状況についての報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

【会長】 この報告について何かご質問かご意見がございましたらどうぞ。

ないようでしたら、これはこれで了承したということでよろしいですか。

冒頭にちょっと説明しましたその他のほうに移りますが、それでよろしいですか。

それでは、業務委託とか再委託が現状で新宿区はどのように取り扱っているかということと、今回尼崎市で起こった件を参考に何かご検討されたところがありましたら皆さんに教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

【区政情報課長】 今回の尼崎市の事故を受けまして、新宿区につきましても改めて個人情報の業務委託等に関する措置、こちらを徹底していくといったところでございますが、まずどういった形で個人情報に係る業務委託、個人情報の保護を図っているかといったところにつきましてご説明をさせていただければと思います。

こちらの配付資料につきましては、区では実施規範、要は区におきます個人情報の管理、または利用に係りまして具体的な事務処理手順というところを作成しておりまして、各職員にも分かりやすく、また具体的な内容について定めさせていただいておりまして、この内容に従ってそれぞれの職場で運用していただくといったところをしておりますので、この内容についてご説明させていただきます。

まず、1ページ目の第1でございます。委託に当たっての留意事項でございます。(1)でございますが、こちらは個人情報を取り扱う業務委託を行う場につきましては、委託先につき

ましては個人情報のセキュリティ管理、これを1つの選定基準にさせていただきまして、委託によっても個人情報が十分に保障できるといったところをしっかりと確認しているところでございます。

また、委託に伴い事業者を提供することとなる個人情報は必要最小限のものとするといったところで運用してございます。

また、委託業務が終了いたしましたら、保有個人情報を速やかに返却する等をいたしまして、委託先に情報が残らないように措置をしているところでございます。

また、4番でございますが、委託事業者にただ個人情報の管理を任せ切りにするのではなく、適宜立ち入り検査などを行い、しっかりと規約に従った運用をしているのか。こういったところを適切に管理しているといったところでございます。

以下、具体的な内容についてご説明いたします。まず、2番でございますが、審議会への報告でございます。本日もご報告させていただいたところでございますが、業務委託に当たりましては、委託の内容や委託に際し処理される個人情報の内容と実質的な要素等に応じまして審議会に報告いたしまして、様々なご意見をいただきながら適切な個人情報を運用できるようにしているところでございます。

続きまして、3番、契約時の措置でございます。個人情報を取り扱う業務を委託する場合につきましては、委託契約におきまして特記事項を付しまして、個人情報の取扱いについて具体的に相手方に指示をしているといったところでございます。こちらについては、後ほど項目の5でご説明をさせていただきます。

なお、先ほど再委託というところもございますが、再委託につきましては基本的には行わない方向。ただ、再委託を行う場合につきましては、区に了承するなどしっかりと区としてのチェック体制をとるような形で進めさせていただくといった運用をしているところでございます。

続きまして4番、業務委託記録票の作成でございます。委託契約を行う場合につきましては、業務委託記録票を作成いたしまして、区民の供覧に供するといったところをしているところでございます。

続きまして、2ページ目については、業務委託記録票の内容でございます。

3ページをご覧いただければと思います。5番の特記事項の内容でございます。特記事項につきましては、それぞれ再委託を行わない場合、また再委託を行う場合といった形でしっかり別々に定めさせていただいているところでございます。

まず、初めに再委託を行わない場合の特記事項でございます。それぞれの項目でございます。

ので、こういった形で定めているところがございますが、例えば3番ですが、適正に収集するといった内容。また、利用目的を明示するといったところ。また、6項ですが持ち出しを禁止。また、7項ですが、目的外利用、第三者への提供等の禁止。8項ですが、適正な管理。また、9項で複写等の禁止などを定めております。

次のページをご覧ください。10番、再委託を禁止する場合については、再委託を禁止するといったところもつけているところがございます。また、11項では資料等の返還といったところで個人情報、こちらを使わない場合になりましたら、業務終了後ですね。につきましては資料の返還、また電子計算機を使用した場合については、個人情報の消去。個人情報を消去した場合については、証明書の提出などの内容も定めております。

また、15項でございますが、監査といったところでしっかりと相手方、業務委託先が適正に業務をしていることを立ち入り調査等によって確認をします。この内容については、年度当たり1回以上行うといった形でしっかりとチェック体制を効かせているところがございます。確認内容については後ほど項目6でご説明させていただきます。

続きまして、5ページをご覧ください。こちらにつきましては、再委託を行う場合でございますが、基本的には先ほどと同じ内容ですが、10項をご覧ください。こちらについては、再委託について定めておりますが、再委託は原則してはならないと。ただ、区の承諾があるときはこの限りでないという形にさせていただいております。再委託をする場合については、あくまでも区の承諾がなければできないという形で特記事項のほうで定めさせていただいております。勝手に業者のほうでできるといった形はできないという形で運用させていただいているところがございます。

恐れ入りますがほかの内容については、先ほどご説明した内容と同様でございますので割愛させていただきます。

9ページを恐れ入りますがご覧ください。6番の個人情報の取扱いに係る留意事項及び適正履行の確認でございます。先ほどの契約だけではなく、しっかりと立ち入り調査等をしたチェック体制を築いているといったところの内容でございます。

こちらについてはしっかりと3行目でございますが、委託先等が適正に業務をしていることを立ち入り調査等により確認しているといったところがございます。

なお、この確認につきましては、年度中2回行ってございまして、まずは履行前、契約締結時にまずこういったチェックを行うといったところがございます。

また、②でございますが、履行中ですね、委託業務の履行期間中にもう一度、委託業務が適

正に履行されているかといったところも確認しているところでございます。

恐れ入りますが10ページをご覧いただければと思います。10ページから12ページにつきましては、どういったところを確認しているかでございます。確認記録票という形でございますが、取扱責任者や取扱者がしっかり特定されているか、研修が実施されているか。また、次の項目ですが、どのような流れで個人情報を取り扱われているか。また、次ですが、個人情報を収集するときの保護対策が講じられているのか。また、次の項目ですが、個人情報を含む書類を発送するときの対策は講じられているのか。次の項目ですが、個人情報を持ち出すときの保護対策、これはしっかりと講じられているのか。

次のページをご覧いただければと思います。委託先が個人情報を記録し、保管するときの保護対策はしっかり講じられているのか。また、4つ目のポチですが、今回少し話題となったUSBメモリにつきましても、委託先等がUSBメモリを利用して委託業務に係る個人情報のやり取りを行う際には、データ暗号化機能を備えたUSBメモリ等を利用する措置、または記録するフォルダやファイルにパスワードを設定していると。そういった利用する措置を講じているかといったところもチェックしているところでございます。

また、次の項目でございます。システムを利用して業務委託を行う際の保護対策は講じられているのか。次の項目、連絡体制は整備しているのか。また、次の項目ですが、当審議会の意見を踏まえましてしっかりと保護対策が講じられているのか。こういった形で年に2回しっかり確認をさせていただいているところでございます。

12ページをご覧いただければと思います。しっかりと確認した場合については、確認の月日、担当者、またその内容について、個人情報後管理責任者である課長にもこちらの内容について、しっかりと確認をしていただくといった形で、しっかりとチェック機能を果たすような形で確認記録票についても作成してもらっているところでございます。

以上のような契約上の縛り、それだけではなくて現地調査などを行いましてチェック体制をしっかりと効かせていくといった取組をさせていただきながら、委託業務に係る個人情報の適正な取扱いといったところを担保させていただいているところでございます。

区といたしましては、このたびの尼崎市の事故を受けまして、こういった取扱いを改めてしっかり行うよう全庁的にしっかりと通知をさせていただくとともに、私のほうも課長会等を通じまして改めて各課長にこの内容についてお知らせをいたしまして、各課における委託業務の適正な取扱いをお願いするところでございます。

また、しっかりとこういった措置が行われているのか、必要な書類といったところを改めて

区政情報課に提出していただきまして、内容について確認するといったところも行う予定でございます。説明は以上でございます。

【会 長】委託先については、今ご説明を受けたように結構しっかりいろいろある。再委託先についても全部これと同じ立ち会いに行ったり、持ち出し禁止なんかのチェックに行くということをやっているのですか、再委託先です。

【区政情報課長】再委託先につきましても、同様の形で区のほうが再委託先にしっかりとそういった内容を確認させていただきましてチェックをしているところでやらせていただいているところでございます。

【会 長】それは委託先に確認するのではなくて、再委託先にこちらで直接出かけて確認しているということですか。

【区政情報課長】そうですね。基本的には区で委託先、再委託先とも現地調査をさせていただくといった形でやっております。ただ、例えば非常に遠方地であったり、委託先によっては外部の者が入れない、立ち入れないといったセキュリティを課しているところもございますので、そういった現場にどうしても行けないようなところについては、ヒアリング等を通じましてしっかり管理されているかといったところはチェックしているところでございます。

【会 長】再委託先の業務委託は、議題の中に昔はあまりなかったのだけれども、委託と再委託の報告事項については、普通の業務委託は報告でよくて、多分、再委託だと事前の報告になっているのではないかと思います。再委託というのは厳しいはずなので、その運用も例外でした。私も長い間そういう意味で、再委託は、あまり最初はなかったからルーズにやっていたのですけれども、最近の議題は結構再委託先というのを書いてあって、業務委託に続いて再委託の議題が報告事項に出てくるのが多くなりましたね。

再委託先が多くなっている状況において、今日配付された資料がいつ頃つくられたものか知りませんが、ちょっと最近の状況は変わっているのではないかと思います。だから、そういうことに対応したやっばり。特に今回の尼崎の問題でも委託先の問題、ないとは言わないけれども、結局問題が発生したのは再々委託先だということです。それで尼崎市はそれを把握していなかったみたい。正確には知りませんが、再々委託先までは把握していなかったのではないかと、新聞報道を見るとそう理解。そのあたりの把握というのをもうちょっとしっかりやらないと、やっばり同じような問題が発生する可能性があるのではないかと考えております。これは私の意見です。

ほかにご質問、ご意見等がありましたらどうぞ。

【木もと委員】兵庫県尼崎市のこの件を受けて、やはり個人情報保護審議会の重要性と、また責任を大きく感じたところではあるのですけれども、様々ご説明いただいたように対策、保護体制、区としては行っているのかなと思うのですが、他自治体のことに関してで、ちょっと難しいかもしれないですけれども、この保護体制自体は新宿区と尼崎市、比べてどうなのか。可能な範囲で。それが同等ぐらいの整備がされている上であったのかとか、ちょっとそのあたりの見解とかが分かれば教えていただければと思います。

【区政情報課長】新宿区の保護体制につきましては、私もそこまで他の自治体の状況を詳しいわけではないのですが、いろいろ調べてみますと、やはり他の自治体に比べて非常に厳重に丁寧に行っているのかなと考えているところがございます。先ほどお話ししたとおり年1回以上立ち入り調査等でしっかりと確認するといったところは、非常に区として丁寧にやっているところかなと考えているところがございますので、そういった意味では厳重に行っているかなという認識でございます。

【木もと委員】分かりました。この件は大事なことだと思いますので、さらになぜこういうことが自治体で起こったのか等々の分析はいろいろ幅広く調べて、区のほうにも生かしていただけるように今後運用していただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

【会 長】ほかにご質問とご意見はございませんか。

【伊藤委員】パスワードの件もネットでは結構話題になったのですけれども、新宿区の場合はパスワードをどういうふうに設定しているのかというところを聞きたいのです、どういう状況かという設定方法をお伺いしたいです。あとはパスワードの管理方法をお伺いしたいです。

【区政情報課長】まずパスワードという点では2段階といいまして、先ほどご説明させていただいたとおり、まず暗号化機能を備えたUSBメモリを利用するといったところで1つ。また、フォルダやファイル、そういったものにもパスワードを設定するといった形で、2段で設定しているといったところが1つ。

当然パスワードについては、単純なパスワードにするとすぐ破られてしまう可能性があるもので、そういったところについては、区と委託先にしか分からないようなパスワードを設定するように努めているところがございます。

また、パスワードの管理といったところで言いますと、例えばUSBメモリとパスワードを同時に渡してしまいますと、何かその持ち運びする際に事故がありますとそういった意味がなくなってしまいますので、USBを渡すときにパスワードを渡すのではなくて、パスワードは

また別の形、別の機会でお渡しするといった形をさせていただきまして、そういった形で対応しているところでございます。

【伊藤委員】やはりパスワードの生成方法のところはちょっと気になっていまして、人が入力して、これはやり方は別に何でも全然いいと思っているのですけれども、確率的に辞書に書いてあるようなものをパスワードにしてしまったりとか、そういうことがあるとやっぱり問題が出てくると思うので、かなり複雑な。例えばアルファベットの大文字、小文字と英数字記号ぐらのやつを20文字とかやるとか、そういうことを民間でも行っているのですけれども、その辺の基準というのは今、見直したりとか、どういうふうになっているかもう1回聞いてもいいですか。

【区政情報課長】今、伊藤委員からいただいたご意見等も踏まえまして、ほかには分からない難しいパスワードを設定するような形で運用してまいりたいと考えております。

【伊藤委員】ありがとうございます。これは情報システムと連携して、確率的に破られないパスワードというのがどうなのかということです。あとはちゃんとランダムに生成されるような方法でパスワードを発行できるような、そういったシステムをやはり持ったほうが、よいと思いますので、今後はそういうふうにしていただくとよろしいのかなと思いました。

あとUSBが持ち運ばれる機会というのも、見ると区が許可した場合はあるという話だと思うのですけれども、現場に端末を持って行って何かしないといけないというときは個人情報を持って、USBというか、端末というか、個人情報が入った何か電子的媒体を持つという話だと思うのですけれども、これが想定されるケースというのは、具体的にはどういうことがあるわけ。何となくその類型があれば伺いたいです。

【区政情報課長】例えばLGWAN回線等専用線を持ったデータのやり取り等ができるといったようなところで、そういった場合につきましては、特にこういったUSB等も使わないで、そういったところで当然データのやり取りといったところもさせていただいている事例があるところでございます。

ただ、そういった回線ではなく、やはり先ほども少し議論があったインターネット回線等々しかできないといった場合や、なかなかデータ送信で対応するところが事例によって難しい合については、このUSBメモリ等でお渡しするといったところもやらせていただいているところでございます。

その中でも、当然USBメモリをやり取りする場合については、ただやり取りするのではなくて、いつ、そういったものを渡したか、誰に渡したか、どこに持って行ったかなど、そうい

った記録を全てとらせていただきまして、このUSBメモリがどういった形で動いたかといったところを全て把握できるようにしておりますので、こういったところでUSBの取扱いについても常に区としてチェックしているところでございます。

【伊藤委員】分かりました。ありがとうございました。多分いつ渡して移動したかという記録がとられているということだと思えるのですけれども、これも何かコロナとかになると特にリモートという話になってきて、あっちに渡して、こっちに渡してリモートでやりましょうみたいな話にもなりかねないケースもやっぱり出てくると思いますが、ここは原則としてはやっぱり禁止ということでやっていただきたいということ。

あとちょっと気になったのが、USBではないのですけれども、さっきのインターネット回線を使ってやり取りするときに、LGWANでもなければIPアドレスもないみたいな話はやっぱりあまりよろしくないと思っていまして、ここは毎回事務局でもぜひ確認をいただきたいと思ったところです。あとは大丈夫です。よろしくをお願いします。

【会 長】ほかにご質問とかご意見をいただければ。

【松井委員】5ページ、6ページの再委託を行う場合の特記事項をちょっと拝見しているのですが、特に海外の事業者に再委託を行うことを禁じているような文言はないのですけれども、もし委託先が海外事業者に委託したい的なことを言ってきたら、実質的に区は承諾しないというのが方針であるという理解で正しいでしょうか。

【区政情報課長】こちらの取扱いについては、もう国内法が及ぶ範囲でやらせていただいておりますので、海外までは及ばない形になっておりますので、そのような取り扱いはやっていないところでございます。

【松井委員】たしかやっぱり数年前の年金機構で、委託先が勝手に中国の事業者に、年金機構はやはり禁止していたのに、委託先が勝手に中国の事業者に再委託していたみたいなことがあったと思うのですけれども、それも結局委託先が守らなければもう新宿区としてはもう仕方がないということですね。

【区政情報課長】当然区が委託している業務ですので、区が仕方がないということはありませんので、そういった意味も込めて再委託していないかなども含めて年に1回、契約だけではなくて、しっかり現地調査等もさせていただいて、勝手に再委託などがされていないことを確認しているところでございます。

【松井委員】ありがとうございました。

【会 長】審議会に再委託をしたいのと言って議題に上がってくるのは分かるわけです。

事実上再委託しているという例があるのではないですか。その点についてご説明を。

【区政情報課長】事実上再委託というところも当然認めておりませんので、再委託する場合には、しっかりと審議会に報告していただきまして、区として承諾した上で実施しているところでございます。

【会 長】事実上の再委託と契約をした再委託とどういうことでその区分けするというか、理解するようにしていますか。ご説明を。

【区政情報課長】個人情報を取り扱う業務につきましては、先ほどお話ししたとおり事実上の契約も特になくて、再委託する場合にはしっかりと個人情報保護審議会に諮問した上で、区の承諾を受けて実施するという形で全て運用しているところでございます。

ですので、事実上やっちゃっているところも当然それは認めないといったところで運用しているところでございます。

【会 長】当然認めないのではなくて、事実上区が把握していないことが起こり得るのではないか。これを起こらせないようなチェック機能があるかということを知っているのです。

【区政情報課長】そういったことが実際起きないように、先ほどからの繰り返しになってしまいますが、しっかりと現地調査をしまして、そういったことを行っていないかといったところもしっかりと区として確認を毎年度とっているといったところで実施しているところでございます。そういったところもしっかりと確認事項としてやらせていただいているところでございます。

【会 長】結局は作業場が、委託先の事業所かどうかとか、そういうパソコンが外のパソコンとつながっていないのか。そういういろいろなことがあるので、具体的にチェックしていかないと、ただ検討しています、見ています、立ち入り検査しましたと。そういうのではちょっと足りないと思うのです。もうちょっと今の、私が言ったのが当たっているかどうかはともかくとしてチェックポイント、チェック事項というのかな、そういうのを具体的に決めないと、立ち入り検査していますと言ったって、区はどういうことをチェックしていると書いてあるけれども、それをしっかりチェックしないと、そういう事実上の再委託がチェック漏れになってしまうのではないかなという気がしております。意見ですから、それだけ伝えます。

【区政情報課長】しっかりとやらせていただきます。

【会 長】ほかにご質問とご意見はございませんか。

【おぐら委員】すごく基本的な質問なのですがけれども、やはり再委託は減らしていく必要があると思うのです。そのために新宿区はどういうことをしているのか。例えば再委託先ともしっ

かりと新宿区が契約をするとか、いろいろな事情で再委託をするのだと思うのですけれども、何かそういった方法はとられているのか。その辺をお聞かせいただけますか。

【区政情報課長】基本的に委託契約を結んだ場合に、再委託というのは、区の姿勢として原則は認めないといった方向で行っております。ただ、どうしても再委託しないと業務が履行できない。そういった形で本当に必要な場合、最小限で認めているといった形でやっておりますので、そういった姿勢で今後も臨みたいと考えております。

また、仮に再委託を行うといった場合につきましても、例えば3社で契約するといった形で契約を結ぶなどして、区からもしっかりと統制といったものがとれるような形で実施しているところでございます。

【おぐら委員】やむを得ない事情があるところもあるとは思うのですけれども、できるだけ再委託先とも新宿区が接点を持てればよいと思います。それと再委託がまたどこかに委託するような。そこまでは認めないとか、その辺もしっかりとやっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【区政情報課長】先ほど会長からも同様のご指摘もございました。やはり実効性のあるチェックをするといったことが大切でございますので、先ほど課長会とかでも全庁的に伝えるとお伝えさせていただきましたが、その際にもただ確認するだけではなくて、しっかり実効性を持ったチェックをするように徹底してまいりたいと考えております。

【会 長】ほかにご質問とご意見いかがでしょうか。

【川野委員】ちょっとお伺いしたいのですけれども、先ほどから事実上の再委託とかそういった話で、実際どこまでコントロールできるかというのはあるとは思うのですけれども、今、行っている個人情報を取り扱う従業員の指定というところで、取扱責任者と取扱者を指定し区に報告することになっていると思うのですけれども、この報告の内容というのは、例えば委託先というのはもう会社で正社員の方なのか。いろいろな働き方が今あって、どこでどういう事業に従事している方が実際取扱者なのかというのは、そこまでなかなか把握できないことではあると思うのですけれども、この取扱者を報告してもらっているのはどういった点を報告、例えば何部の何課の氏名とかだけということなのか、ちょっとどういった報告させているのかお伺いしたくて。

【区政情報課長】基本的にはやはり組織で働いておりますので、どの部署のどういった役職のどういった方かといったところは、最低限ご報告していただいているところでございます。当然取り扱える者といったところも誰でもというわけではなくて、当然区としては限定させて

いただいているところがございますので、その辺も徹底してまいりたいと思っております。

【会 長】よろしいですか。追加はありますか。ほかにご質問とご意見は。

【宮崎委員】質問なのですが、先ほどから頑張ります、きちんとやっていますとおっしゃっているのですが、チェック機能の具体的な指針というのか、1番何をして、それがクリアできたら2番ここをチェックする。3番ここをチェックするというのを両者で、区側と向こうの受託してくださっているところが、それぞれの何番まで行くか分かりませんが、具体的にこれして、次これしてと1つずつクリアした結果、全部オーケーかどうかをしていらっしゃる用紙等があるのかどうか、質問です。

【区政情報課長】先ほどご説明させていただきました10ページから12ページの確認記録票といったところで、区と委託先で1個1個確認させていただいた上でしっかりチェックをさせていただいていると。それで、この用紙につきましては区だけではなくて、委託先もこの用紙をしっかりと持っていていただきまして、そういったところで、両者で共有しているところがございます。

【会 長】今の質問だと、12ページを今見ているのですけれども、委託者側のサインというのではないのです。でも、向こうがこれだけやっていますと言ってその真実が違う。とにかく自分で誓約するような形の書類を使っていないのではないですか。これは区の場合だけですか。

【区政情報課長】そうです。こちらは担当者、またこの下の管理責任者についても区の職員といったところでやっております。

【会 長】だから、委託者のほうでこれを守っていると。記載にサインさせないと、こちらが「ああ、いいよ」と言っていたのではしょうがないので、やっぱりチェックという以上は向こうに間違いなくやっておりますと言って誓約書を書かせるような形の文書のほうがいいのではないですか。意見ですけれども。

【区政情報課長】本日そういったご意見もいただきましたので、少しそういった方向で検討していきたいと思えます。ありがとうございました。

【宮崎委員】さらになのですが、私たちが区民として公共施設を使うときだって、使った側は一々1番、2番、3番全部チェックをして、こちらのサインをして、指定管理者の方に渡して、向こうでもなさるので、単なる会館を借りるだけでも嚴重にやっているのです。名前も携帯電話も全部記録している、入った人間が。それなのにこれはもっと大規模でもっと個人情報が大きく関わっているので、会長がおっしゃったみたいにやっぱりまずは先方の誓約書。何か事故があったときに責任をとることにも関係してくるので、ぜひそれは導入していただいて、こち

ら側もちろん必要ですけれども、まずそちらを。先方のをもらっていただくことをここでお願いするのは変ですけれども、会長のご意見に賛成です。

【会 長】いろいろ意見が出ました。時間も大分、これだけで30分ぐらい使ったかなと。ちょっと長かったかなと思っていますが、どうしてもというご意見、ご質問があれば1名だけでもお聞きしますが、そうでなければちょっと時間が迫ってきたので、本件を終了したいと思いますが、何かございますか。よろしいですか。

それでは、本件は、今日はフリートーキングというつもりで、皆さん自由にご発言いただいたかなと思いますので、その意見を事務局のほうで参考にしていただいて、今回の再委託の件が新宿区の業務でも生かせるようにご検討いただきたいと思います。

それでは、今日はこれで終わりにしたいと思います。以上をもちまして第2回の審議会を閉会といたします。長時間どうもいろいろありがとうございました。

【区政情報課長】一応、次回の日程だけお伝えさせていただきます。

次回の審議会ですが、来月7月28日木曜日の午後、同じく2時から予定してございます。場所ですが、大変恐縮でございますが、この場所がどうしてもとれなかったもので、前回行った第2委員会室。6階の第2委員会室のほうで実施いたしますので、場所をお間違えないようによろしく願いいたします。以上でございます。

午後3時53分閉会